

埼玉県危機対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県危機対策本部設置規程第9条の規定に基づき、埼玉県危機対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の呼称)

第2条 本部を開設した場合は、当該危機に対応した本部の呼称を定めるものとする。

(本部会議)

第3条 本部に、危機対策の総合的な方針等を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、危機対策本部長（以下「本部長」という。）、危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機対策本部員（以下「本部員」という。）で構成する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

4 本部長は、危機の態様に応じて、特定の本部員による本部会議を開催することができる。

5 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(現地危機対策本部の事務所掌)

第4条 現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 現地における応急対策の実施に関すること。
- (2) 現地における関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 応急対策の実施状況等の本部への報告に関すること。
- (4) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務に関すること。

(現地危機対策本部の会議)

第5条 現地本部に、現地における危機対策の総合的な方針等を決定するため、現地本部会議を置く。

2 現地本部会議は、現地危機対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地危機対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地危機対策本部員（以下「現地本部員」という。）で構成する。

3 現地本部会議は、現地本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

4 現地本部長は、必要と認めるときは、現地本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(現地危機対策本部の閉鎖)

第6条 現地本部は、現地における危機が解消したと認められるとき、本部長の判断により、閉鎖することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。